

**【申告書の記載例】**

この記載例では、市・県民税申告書の記入の仕方について主なものを説明します。該当する箇所にそれぞれ記入してください。  
 なお、各所得の算出方法及び所得控除の詳細については、裏面資料を参照してください。

所得がなかった方(遺族・障害年金受給者、失業保険受給者、誰かに扶養されている方など)は、必ず申告書表面の「所得がなかった方の記載欄」に記載が必要です。

前年中に支払った一般の生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を種類ごとに記入します。

前年中に支払った地震保険料を記入します。旧長期損害保険料に該当する保険契約は、保険(共済)期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。

本人が寡婦又はひとり親、勤労学生である場合は、該当する口欄にチェック(シ)をします。勤労学生は、学校名を記入してください。

本人又は本人の控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害をお持ちの場合は、該当者の氏名及び障害の程度を記入します。

配偶者控除又は配偶者特別控除の対象とする者の氏名・生年月日・マイナンバー・合計所得金額を記入します。※納税義務者と生計を一にする配偶者の合計所得が58万円以下で、納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、「同一生計配偶者」の口欄にチェック(シ)をします。

本人と生計を一にする16歳以上の者のうち、前年の合計所得金額が58万円以下で事業専従者でない場合は、扶養控除の対象になります。配偶者及び事業専従者を除く19歳以上23歳未満の親族のうち前年の合計所得が58万円超123万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象になります。控除額は裏面資料を参照してください。該当者の氏名・生年月日・同居別居の区分・続柄・マイナンバー・控除額をそれぞれ記入します。

16歳未満の扶養親族は扶養控除対象外です。該当者の氏名・生年月日・同居別居の区分・続柄・マイナンバーをそれぞれ記入します。

「支払った医療費」の欄には、前年中に支払った医療費の総額を記入し、「保険金などで補てんされる金額」の欄には、高額療養費や生命保険契約に基づく入院給付金など、医療費を補てんする意味合いで給付された金額の総額を記入します。

**市民税・県民税の申告に関するお問合せ**  
 〒033-8666 三沢市桜町一丁目1番38号  
 三沢市役所 財務課 税務課 住民税係  
 TEL:0176-53-5111 内線:161・162

**令和 年度 市民税・県民税 申告書**

三沢市長 殿 提出年月日 年 月 日	現住所 1月1日現在の住所 フリガナ	台帳 電話番号 職業職種	記入不要 統一個人番号
氏名	明・大 昭・平・令	代理人住所	続柄
	代理人氏名		

氏名は、必ず本人が記名してください。また、現住所・1月1日の住所・生年月日は納税義務の有無を判断し、個人を特定するために必要です。電話番号は携帯電話など、普段連絡がつきやすい番号を記入してください。統一個人番号(マイナンバー)を必ず記入してください。

**3 所得から差し引かれる金額に関する事項**

社会保険の種類	支払った保険料
⑬ 社会保険料控除	円
⑮ 生命保険料控除	円
⑯ 地震保険料控除	円
⑰ 障害者控除	円
⑱ 配偶者・配偶者特別控除・同一生計配偶者	円
⑲ 扶養控除①	円
⑲ 扶養控除②	円
⑲ 扶養控除③	円
⑲ (16歳未満の扶養親族)	円
⑳ 雑損控除	円
㉑ 医療費控除	円
合計	円

1 収入金額等	2 所得金額	3 所得から差し引かれる金額
事業 営業等 ア 円 農業 イ 円 不動産 ウ 円 利子 エ 円 配当 オ 円 給与 カ 円 雑 公的年金等 キ 円 業務 ク 円 その他 ケ 円 短期 コ 円 長期 サ 円 一時 シ 円	事業 営業等 ① 円 農業 ② 円 不動産 ③ 円 利子 ④ 円 配当 ⑤ 円 給与 ⑥ 円 雑 公的年金等 ⑦ 円 業務 ⑧ 円 その他 ⑨ 円 合計(⑦+⑧+⑨) ⑩ 円 総合譲渡・一時 ⑪ 円 合計 ⑫ 円	社会保険料 ⑬ 円 小規模企業共済等掛金控除 ⑭ 円 生命保険料控除 ⑮ 円 地震保険料控除 ⑯ 円 寡婦控除 ⑰ 円 ひとり親控除 ⑱ 円 勤労学生控除 ⑲ 円 障害者控除 ⑳ 円 配偶者控除 ㉑ 円 配偶者特別控除 ㉒ 円 扶養控除 ㉓ 円 特定親族特別控除 ㉔ 円 基礎控除 ㉕ 円 雑損控除 ㉖ 円 医療費控除 ㉗ 円 合計(㉖+㉗+㉘) ㉙ 円

収支内訳書の収入金額の計を記入します。※収支内訳書については、税務課職員にお尋ねください。

「給与所得の源泉徴収票」の支払金額又は給与支払証明書や給与明細書の支払総額を記入します。

「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額を記入します。

収支内訳書の所得金額(売上から経費を差し引いた後の金額)を記入します。

給与所得金額については、「給与所得の源泉徴収票」の給与所得控除後の金額を記入します。※給与所得金額は、一般には簡易給与所得表で求めますが、裏面資料を参照しても算出できない場合は市役所税務課までお問合せください。

公的年金等の所得金額については、裏面資料を参照し、記入してください。65歳以上の方と65歳未満の方では計算方法が異なります。

左表「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑬社会保険料控除の合計を記入してください。

裏面資料を参照し、⑮生命保険料控除額、⑯地震保険料控除額を求めます。求めた控除額は、それぞれの欄に記入してください。

寡婦、ひとり親、勤労学生、障害者の各控除額は、裏面資料を参照し、記入してください。※ひとり親、特別障害の場合は、控除額が異なります。また、勤労学生控除に該当する方は、在学証明書の提出が必要です。

配偶者の合計所得金額が58万円以下の場合、配偶者控除が受けられます。※配偶者控除を受けた場合、配偶者特別控除を重複して受けられませんのでご注意ください。

裏面資料を参照し、配偶者の所得金額に応じた配偶者特別控除額を記入してください。

左表「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑲扶養控除の合計を記入してください。

左表「3. 所得から差し引かれる金額に関する事項」の㉔特定親族特別控除額の合計を記入してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合は、区分」の口に「1」と記入して下さい。(平成30年度申告以降適用可)

**5 給与・公的年金に係る所得以外(4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納付方法**

給与から差引き(特別徴収)  自分で納付(普通徴収)

**・所得がなかった方の記載欄(この欄は、非課税証明書・国保税・国民年金の資格審査の基準資料となります。)**

1 学生の人(1月1日現在)	学校	学部(学科)	年在学(中)
2 生活保護、失業、入院していた人	年 月 日 ~	年 月 日	
3 非課税所得の人	A 遺族年金 B 障害年金 C その他( )		
4 援助、扶養されている人	援助・扶養している人の住所 電話番号	援助・扶養している人の氏名 続柄	

※上記に該当しない方は、前年中の生活状況を詳しく記入してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入して下さい。(平成30年度申告以降適用可)

※分離課税に係る所得のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」をあわせて提出して下さい。

## 資料: 申告書記載に係る補足事項

### ◎各所得の算出方法

#### ①営業所得、②農業所得、③不動産所得

・営業、農業又は不動産から生ずる収入からその収入を得るために要した必要経費を差し引いた金額。

#### ④利子所得・⑤配当所得（省略）

#### ⑥給与所得

・次の表により算出した金額。

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		から	まで		
650,999円まで		0円	1,900,000円	3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額：A)	「A×2.8－80,000円」で求めた金額
651,000円	1,899,999円	給与等の収入金額の合計額から650,000円控除した金額	3,600,000円	6,599,999円	「収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額	「A×3.2－440,000円」で求めた金額
			6,600,000円	8,499,999円		
			8,500,000円超			「収入金額－1,950,000円」で求めた金額

#### ⑦雑所得

・公的年金の場合

受給者の区分	その年中の公的年金等の収入金額（A）	公的年金等控除額
年齢65歳未満の人	130万円以下	60万円
	130万円超 410万円以下	(A) ×25%＋27万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) ×15%＋68万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A) ×5%＋145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円
年齢65歳以上の人	330万円以下	110万円
	330万円超 410万円以下	(A) ×25%＋27万5,000円
	410万円超 770万円以下	(A) ×15%＋68万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	(A) ×5%＋145万5,000円
	1,000万円超	195万5,000円

### ◎各所得控除の詳細

#### ⑬社会保険料

・本人又はその本人と生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき国民年金、健康保険の保険料（国保税など）や介護保険料などを支払った場合は、その全額が控除されます。

【必要書類】領収書

#### ⑭小規模企業共済等掛金控除

・小規模企業共済掛金や心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、その全額が控除されます。

【必要書類】領収書

#### ⑮生命保険料控除

・本人又はその配偶者その他の親族を保険受取人とする生命保険契約や個人年金保険契約の保険料を支払った場合に受けられる控除です。控除額は次の表により算出します。

旧契約(H23.12.31以前) (一般・年金それぞれに適用)	控除額（A）	新契約(H24.1.1以後) (一般・年金・介護医療それぞれに適用)	控除額（B）
15,000円以下	支払額全額	12,000円以下	支払額全額
15,000円超 40,000円以下	支払額×1/2＋7,500円	12,000円超 32,000円以下	支払額×1/2＋6,000円
40,000円超 70,000円以下	支払額×1/4＋17,500円	32,000円超 56,000円以下	支払額×1/4＋14,000円
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円

◎一般＋年金の控除限度額：70,000円

◎一般＋年金＋介護医療の控除限度額：70,000円

・支払った保険料が両方である場合は、一般・年金それぞれについて(A)と(B)の合計額となり、控除限度額はそれぞれ28,000円です。

【必要書類】控除額証明書

#### ⑯地震保険料控除

・本人やその本人と生計を一にする配偶者その他の親族が常時居住している家屋又は生活用資産の地震等損害部分の保険料を支払った場合に受けられる控除です。控除額は次の表により算出します。

地震保険料支払額	控除額（A）	旧長期損害保険料支払額	控除額（B）
50,000円以下	支払額×1/2	5,000円以下	支払額全額
50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以下	支払額×1/2＋2,500円
		15,000円超	10,000円

(注) 旧長期保険契約とは、H18.12.31までに締結した保険（共済）期間が10年以上で満期返戻金があるものをいいます。

・損害保険料控除額は、(A)と(B)の合計額となり、控除限度額は25,000円です。

【必要書類】控除額証明書

#### ⑰寡婦控除

・合計所得金額が500万円以下の方で、次の①又は②に該当する方は、26万円の控除が受けられます。

①夫と死別又は離婚した後再婚していない方や夫が生死不明などの方で、子以外の扶養親族（他者の扶養親族である場合は除く。）がいる方。

②夫と死別した後再婚していない方や夫が生死不明などの方。

#### ⑱ひとり親控除

・合計所得金額が500万円以下の方で、次の①又は②に該当する方は、30万円の控除が受けられます。

①配偶者と死別又は離婚した後再婚していない方や配偶者が生死不明などの方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他者の扶養親族である場合は除く。）のいる方。

②婚姻歴のないひとり親の方で、総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子（他者の扶養親族である場合は除く。）がいる方。

#### ⑲勤労学生控除

・一定範囲内の学校の学生・生徒などのうち、合計所得金額が85万円以下の方は、26万円の控除が受けられます。

【必要書類】在学証明書

#### ⑳障害者控除

・本人又は控除対象配偶者その他の扶養親族が障害をお持ちである場合に受けられる控除です。控除額は障害をお持ちの方1人につき26万円です。ただし、身体上の障害の程度が1級または2級、重度の知的障害などの場合（特別障害）は1人につき30万円、同居の特別障害の場合は1人につき53万円です。

扶養控除の表参照

#### ㉑㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

・生計を一にする配偶者（事業専従者でない方）のうち、配偶者の合計所得金額及び本人の合計所得金額に応じて、控除が受けられます。控除額は次の表になります。

区分	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1000万円以下	
配偶者	老人(70歳以上)	58万円以下	38万円	26万円	13万円
	上記以外		33万円	22万円	11万円
配偶者特別	58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	

※障害者控除については、同一生計配偶者のみ該当。障害者控除額については、扶養控除の表参照。

#### ㉓基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

#### ㉔雑損控除

・本人又はその人と生計を一にする配偶者その他の親族の有する生活用の資産及び業務用の資産について災害、盗難、又は横領によって損害が生じた場合や損害に関連してやむを得ない支出をした場合に受けられる控除です。控除額は次の①又は②のいずれか多いほうの金額です。

①差引損失額（損害金額－保険金などで補てんされる金額）－（総所得金額等の合計額×10%）

②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5万円

【必要書類】災害に関連した支出の領収書、損失額の明細書など

#### ㉕医療費控除

・本人又はその本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に受けられる控除です。次の(1)と(2)のいずれかの選択となります。（平成29年度申告以前のものは、(1)のみとなります。）

(1) 通常の医療費控除（限度額200万円）

（支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額）－(10万円と「総所得金額等の合計額の5%」のいずれか少ないほうの金額)

(2) 地方税法附則第4条の4の規定の適用する場合（限度額8万8千円）

特定一般用医薬品等購入費－1万2千円

※(2)の適用を受ける場合は健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行うことが条件となります。

【必要書類】医療費控除の明細書

#### ㉖扶養控除

・本人と生計を一にする扶養親族のうち、合計所得金額が58万円以下で事業専従者でない方を控除対象とすることができます。控除額は次の表になります。

扶養控除対象者の区分		扶養控除額	障害者控除額		
			普通	特別	同居
扶養親族	同居老親等（70歳以上＋本人又は配偶者の直系尊属＋同居）	45万円	26万円	30万円	53万円
	老人（同居老親等以外の70歳以上）	38万円			
	特定（19歳以上23歳未満）	45万円			
	16歳未満	非該当			
	上記以外	33万円			

#### ㉗特定親族特別控除

・配偶者及び事業専従者を除く19歳以上23歳未満の親族のうち、親族の合計所得金額に応じて控除が受けられます。控除額は次の表になります。

合計所得金額	控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円